

東京「君が代」裁判東京高裁判決を評価し、 東京都に「日の丸・君が代」の強制中止を求める声明

2011年3月10日、東京高等裁判所第2民事部（大橋寛明裁判長）は、都立学校の教職員168名が卒業式等の式典において「日の丸」に向かって起立し「君が代」を斉唱しなかったこと又は「君が代」斉唱時のピアノ伴奏をしなかったことに対してなされた懲戒処分（減給、戒告）の取消しと国家賠償を請求した事件（いわゆる東京「君が代」裁判）について、一審原告らの請求を全部棄却した原判決を変更し、一審原告らに対してなされた懲戒処分を取り消す逆転勝訴判決を言い渡した。これは正当な判決である。

東京都教育委員会は、2003年10月23日付通達（いわゆる「10・23通達」）及び職務命令により、教職員に「君が代」の起立斉唱及びピアノ伴奏を義務づけ、以降、これに違反した教職員に対して減給、停職を含む大量の懲戒処分を繰り返してきた。教育現場におけるこのような「日の丸・君が代」の一律の強制は、教育基本法の禁じる「不当な支配」に当たり、また、教職員一人ひとりの思想・良心の自由、教育の自由等を侵害することになるとともに、生徒の思想・良心の自由をも侵害するものである。

本判決は、一審原告らの不起立行為等が「生徒に対し正しい教育を行いたい」という「真摯な動機によるもの」であり、一審原告らにとって「やむにやまれぬ行動であった」こと、歴史的な理由から現在でも「日の丸・君が代」について一審原告らと同様の信条を有する者が国民の中に少なからず存在していること、一審原告らが卒業式等を混乱させる意図を有しておらず結果としても不起立等によって卒業式等が混乱したという事実が認められないことなどを理由として、「不起立行為等を理由として懲戒処分を科すことは、社会観念上著しく妥当を欠き、重きに失するというべきであり、懲戒権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものというのが相当である」と述べ、一審原告らに対する懲戒処分をいずれも取り消した。

本判決は、一審原告らの不起立行為等が教育者としての真摯な動機に基づくものであることを的確に捉え、都教委による教育現場への権力的介入に対し警鐘を鳴らしたものであるとすることができる。本判決は、都教委の旧教育基本法10条に違反する「不当な支配」を否定し、10・23通達及び職務命令が憲法19条等に違反するものではないとするなど、承服しがたい点を含むものではあるが、権力が教育に介入することに対する危機意識に基づき、教育現場での上からの統制がもたらす子どもたちへの悪影響を直視して、裁判所の果たすべき役割を担ったものとして、高く評価することができる。

私たち自由法曹団及び自由法曹団東京支部は、東京都がこの東京高裁判決を真摯に受け止め上告を断念するとともに、行き過ぎた権力的介入を反省し、直ちに「日の丸・君が代」の強制をやめ、教職員に思想・良心の自由が保障され、真に子どもたちのための自由な教育が取り戻されることを強く求めるものである。

2011年3月11日

自 由 法 曹 団
団 長 菊 池 紘
自 由 法 曹 団 東 京 支 部
支 部 長 藤 本 齊